

町名変更のしおり

令和8年(2026年)4月1日から
厚田区・浜益区にお住まいの
皆様の住所が変わります。



目次

はじめに・・・・・・・・・・	1
新しい住所の表し方・・・	1
皆様のお手続きについて・	3
町名変更の証明書について	10
主な関係機関について・・・	11

1. はじめに

合併特例法の規定に基づき設置している「厚田区」、「浜益区」の地域自治区が令和8年3月31日に設置期限を迎え、現在の住所表示である「厚田区」及び「浜益区」の使用ができなくなります。

住民説明会やアンケートなどの結果を踏まえ、「厚田」「浜益」の名称を残すことを希望される多くの地元の方々の意見を反映しまして、令和8年4月1日から、「区」を抜いた表記が新たな住所及び本籍の表示となります。

2. 新しい住所の表し方

● 住所の表示例

従来の区の名前と町の名前を合わせて、「区」を抜いた町名になります。

【厚田区】

(現 在) 石狩市 厚田区 望来 ○番地

(実施後) 石狩市 厚田望来 ○番地

ただし、厚田区厚田は例外で、右表のとおりです。

【浜益区】

(現 在) 石狩市 浜益区 川下 ○番地

(実施後) 石狩市 浜益川下 ○番地

ただし、浜益区浜益は例外で、右表のとおりです。

厚田区

変更前	変更後
厚田区厚田（あつた）	厚田
厚田区濃屋（ごきびる）	厚田濃屋
厚田区安瀬（やすすけ）	厚田安瀬
厚田区別狩（べつかり）	厚田別狩
厚田区小谷（こたに）	厚田小谷
厚田区押琴（おしこと）	厚田押琴
厚田区古潭（こたん）	厚田古潭
厚田区嶺泊（みねとまり）	厚田嶺泊
厚田区望来（もうらい）	厚田望来
厚田区聚富（しっぷ）	厚田聚富
厚田区虹が原（にじがはら）	厚田虹が原

浜益区

変更前	変更後
浜益区浜益（はまます）	浜益
浜益区群別（くんべつ）	浜益群別
浜益区幌（ぽろ）	浜益幌
浜益区床丹（とこたん）	浜益床丹
浜益区千代志別（ちよしべつ）	浜益千代志別
浜益区雄冬（おふゆ）	浜益雄冬
浜益区川下（かわしも）	浜益川下
浜益区毘砂別（びしゃべつ）	浜益毘砂別
浜益区柏木（かしわぎ）	浜益柏木
浜益区実田（みた）	浜益実田
浜益区御料地（ごりょうち）	浜益御料地
浜益区送毛（おくりげ）	浜益送毛
浜益区濃屋（ごきびる）	浜益濃屋

3. 皆様のお手続きについて

お手続きが必要となる場合は、
令和8年4月1日以降となります。

● 住民票・戸籍・印鑑登録・マイナンバーカードなど

項目	手続	お手続き方法など	お問い合わせ先
・住民票 ・戸籍 ・印鑑登録証	不要	手続は必要ありません。 ※令和8年4月1日より新しい住所での 証明書が発行されます。	本庁 市民課住民・戸籍担当 ☎72-3165 厚田 市民福祉課市民生活担当 ☎78-2886 浜益 市民福祉課市民生活担当 ☎79-2112
マイナンバーカード	不要	手続は必要ありません。 ※マイナンバーカードはそのままご利用 頂けます。券面に記載の住所について修 正を希望される方は、市役所・支所窓口 にて届出をして下さい。届出に必要なも のについては、右記のお問い合わせ先ま で確認ください。	
・在留カード ・特別永住者証明書	不要	手続は必要ありません。 ※次回の更新申請の際に手続してくださ い。	
パスポート	不要	手続は必要ありません。 ※ご自身で所持人記入欄の住所を二重線 で消し、余白に新しい住所を記入してく ださい。なお、2020年2月から発給が開始 された新デザインのパスポートには所持 人記入欄はありません。	北海道パスポートセンター ☎011-219-3388

● 郵便・電話（固定）・水道（下水道）・電気・ガス

項目	手続	お手続き方法など	お問い合わせ先
郵便（転居届）	不要	手続は必要ありません。	最寄りの郵便局
電話（固定電話）	不要	手続は必要ありません。	東日本電信電話株式会社 北海道支店 ☎0120-116-000
・水道料金 ・下水道使用料	不要	手続は必要ありません。	本庁 水道営業課料金担当 ☎72-3133 厚田 維持管理課厚田支所担当 ☎78-2015 浜益 維持管理課浜益支所担当 ☎79-2111
・電気（北電） ・ガス（北電）	不要	手続は必要ありません。 ※請求書を郵送にて受け取られている方 で、変更後の住所にて配達をご希望され る方は右記機関にお問い合わせください。	ほくでん契約センター ☎0120-12-6565
・電気（北電以外） ・ガス（北電以外）	確認	各機関により取扱いが異なり ます。ご確認ください。	ご契約機関

● 墓地、犬の登録

項目	手続	お手続方法など	お問い合わせ先
市営墓地の使用者	不要	手続は必要ありません。	本庁 環境課環境保全担当 ☎ 72-3240
犬の登録			厚田 市民福祉課市民生活担当 ☎ 78-2886 浜益 市民福祉課市民生活担当 ☎ 79-2112

● 自動車

項目	手続	お手続方法など	お問い合わせ先
自動車運転免許証	不要	次回の更新申請の際に手続してください。 ※手続については右記機関にお問い合わせください。	札幌運転免許試験場 または ☎ 011-699-8654 札幌北警察署 ☎ 011-727-0110
自動車検査証	不要	手続は必要ありません。 ※新住所への変更を希望される場合は、令和8年4月以降に、自動車検査証と市発行の町名変更証明書をお持ちください。	北海道運輸局札幌運輸支局 ☎ 050-5540-2001（音声ガイダンス後に「037」をプッシュ） ※所在地は12ページをご覧ください。
軽自動車検査証	不要	手続は必要ありません。 ※新住所への変更を希望される場合は、令和8年4月以降に、自動車検査証と市発行の町名変更証明書をお持ちください。	軽自動車検査協会札幌主管事務所 ☎ 050-3816-1763（コールセンター） ※所在地は12ページをご覧ください。
標識交付証明書（原動機付・小型特殊）	不要	手続は必要ありません。	本庁 税務課市民税担当 ☎ 72-3119 厚田 市民福祉課市民生活担当 ☎ 78-2886 浜益 市民福祉課市民生活担当 ☎ 79-2112



● 医療・介護・年金・手当・手帳など

項目	手続	お手続き方法など	お問い合わせ先
資格確認書 (国民健康保険) ※マイナ保険証を所有していない方に限ります。	不要	次期更新時までそのままご利用できます。 ※新住所での資格確認書をご希望の場合は、令和8年4月以降に、右記窓口で手続をしてください。	本庁 国民健康保険課賦課・資格担当 ☎72-3123 厚田 市民福祉課市民生活担当 ☎78-2886 浜益 市民福祉課市民生活担当 ☎79-2112
健康保険 (国民健康保険を除く)	確認	各機関により取扱いが異なります。ご確認ください。	ご加入機関
資格確認書(後期高齢者医療)	不要	次期更新時までそのままご利用できます。 ※新住所での資格確認証をご希望の場合は、令和8年4月以降に、右記の電話または窓口で手続をしてください。	本庁 国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72-3125 厚田 市民福祉課市民生活担当 ☎78-2886 浜益 市民福祉課市民生活担当 ☎79-2112
重度心身障害者医療費受給者証	不要	次期更新時までそのままご利用できます。 ※新住所での受給者証をご希望の場合は、令和8年4月以降に、右記窓口で手続をしてください。	
子ども医療費受給者証	不要	次期更新時までそのままご利用できます。 ※新住所での受給者証をご希望の場合は、令和8年4月以降に、右記窓口で手続をしてください。	
ひとり親家庭等医療費受給者証	不要	次期更新時までそのままご利用できます。 ※新住所での受給者証をご希望の場合は、令和8年4月以降に、右記窓口で手続をしてください。	本庁 子ども家庭課手当・医療担当 ☎72-3128 厚田 市民福祉課市民生活担当 ☎78-2886 浜益 市民福祉課市民生活担当 ☎79-2112
介護保険被保険者証や負担割合証など	不要	次期更新時までそのままご利用できます。 ※新住所での介護保険に関する証の発行をご希望の場合は、令和8年4月以降に、右記の電話または窓口で手続をしてください。	本庁 高齢者支援課介護・高齢担当 ☎72-6121 厚田 市民福祉課地域福祉・介護保険担当 ☎78-1033 浜益 市民福祉課地域福祉・介護保険担当 ☎79-2112

項目	手続	お手続方法など	お問い合わせ先
母子健康手帳	不要	手続は必要ありません。	本庁 子ども政策課母子保健担当 ☎72-3116 厚田 市民福祉課介護・保健・支援担当 ☎78-1033 浜益 市民福祉課介護・保健・支援担当 ☎79-2112
自立支援医療受給者証	不要	次期更新時までそのままご利用できます。 ※新住所での受給者証をご希望の場合は、令和8年4月以降に、右記窓口で手続をしてください。	
・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証 ・地域生活支援事業受給者証	不要	手続は必要ありません。	本庁 障がい福祉課障がい福祉担当 ☎72-3194 厚田 市民福祉課地域福祉・介護保険担当 ☎78-1033 浜益 市民福祉課地域福祉・介護保険担当 ☎79-2112
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	不要	手続は必要ありません。 ※新住所への記載変更を希望される方は右記窓口で手続をしてください。	
公的年金（国民年金・厚生年金）の加入者や受給者	不要	手続は必要ありません。	札幌北年金事務所（加入者） ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 （受給者） ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	不要	手続は必要ありません。	江別保健所健康推進課 ☎011-383-2111 江別保健所石狩支所 ☎74-1142

● 法人等

項目	手続	お手続方法など	お問い合わせ先
特定非営利活動法人の住所・定款変更	必要	手続が必要です。 右記窓口にお問い合わせください。	本庁 広聴・市民生活課市民活動担当 ☎72-3191
競争入札参加資格（石狩市）	不要	手続は必要ありません。	本庁 契約課契約担当 ☎72-1355
営業許可証及び営業施設並びに営業者の住所	不要	手続は必要ありません。 ※新住所での許可証などを希望される場合は右記機関までお問い合わせください。	江別保健所生活衛生課 ☎011-382-3054 江別保健所石狩支所 ☎74-1142
食品衛生法第11条に基づく食品等の表示（製造者、販売者等の住所）	不要	食品の表示シールや包装紙等の住所表示の変更を行ってください。	
生活衛生営業等許可（理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場など）	不要	手続は必要ありません。 ※新住所での許可証などを希望される場合は右記機関までお問い合わせください。	
宗教法人の規則変更	必要	手続が必要です。 登記簿の住所変更をし、登記後（札幌法務局管轄内の場合は札幌法務局にて、令和8年4月1日以降に変更します）、登記簿の謄本又は抄本を付して、「事務所所在地変更登記完了届」を提出してください。 （併せて、各法人が保管している規則の所在地を新たな所在地に修正してください。）	北海道石狩振興局総務課 ☎011-231-4111

項目	手続	お手続方法など	お問い合わせ先
労働保険加入事業場	不要	手続は必要ありません。	北海道労働局労働保険徴収課 ☎011-709-2311（代表） （内線）3613～3615 （労働保険事務組合委託事業場 については 内線3631～3633、 3636）
雇用保険適用事業所 公共職業安定所への 求人申し込み 公共職業安定所への 求職登録	必要	手続が必要です。 他の届出や申請時にあわせて 住所変更の届出をしてください。	（厚田） ハローワーク札幌北 ☎011-743-8609 （浜益） ハローワーク滝川 ☎0125-22-3416

● 登記

項目	手続	お手続き方法など	お問い合わせ先
不動産（土地・建物）の所在（表題部）	不要	手続は必要ありません。 法務局で職権変更登記します。	札幌法務局北出張所 ☎011-700-3311 P.13 地図参照
ただし、不動産（土地・建物）の所有者・抵当権者・仮登記権利者等の住所について、変更を希望される場合は、石狩市で発行する町名変更証明書等を添付のうえ、法務局に登記変更申請をすることができます。なお、不動産登記法に基づいて検索用情報の申出も行うことができます（いずれのお手続きともに登録免許税はかかりません）。 詳細につきましては、法務局にお問合せください。			
商業・法人登記簿の本・支店の所在地、代表者の住所等	不要	本店・主たる事務所の所在地が札幌法務局法人登記部門管内の会社・法人・組合については、法務局で修正しますので、手続きは必要ありません。管轄が不明な場合は、右記ホームページで確認してください。 部門管外にある会社等は、修正されませんが、変更の登記※があったとみなされるため、登記の申請義務はありません。 ※登記簿上の表記を変更したい場合は、各会社等で個別に変更の手続きが必要になりますので、管轄の法務局にお問合せください。	札幌法務局本局 法人登記部門 ☎011-709-2311（内線2188） P.14 地図参照 法務局のホームページ https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html 

● その他

項目	手続	お手続方法など	お問い合わせ先
郵便局（貯金通帳、簡易保険）	確認	最寄りの郵便局にてご確認ください。	最寄りの郵便局
・金融機関（通帳など） ・携帯電話 ・インターネット（プロバイダー・回線） ・生命保険 ・損害保険 ・クレジットカード ・国や都道府県の資格・免許・許可、登録など	確認	各機関等により取扱いが異なります。ご確認ください。	各機関等

メモ欄

4. 町名変更の証明書について

● 町名変更の証明書の発行について

町名の変更を証明する「町名変更証明書」がお手続き上、必要になりましたら、以下のいずれかの窓口までお越しください。

- ・ 本庁（3階総務課庶務担当）
- ・ 各支所（市民福祉課市民生活担当窓口）

無料で交付いたします（印鑑・身分証明書・委任状は不要です）。



また、郵送でのご請求も可能です（110円切手を貼った返信用封筒と「町名変更証明書 ○枚必要」とご記入（○には、必要となる枚数を記入してください）したメモ書き等を同封してください）。

送付先：〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市役所 総務部 総務課 庶務担当

お問合せ：総務部 総務課 庶務担当 ☎72-3149

氏名を記載したものが必要な方や個人の住所履歴も含んだ証明書が必要な方は、以下のお問合せ窓口にて証明書の申請をお願い致します。

証明書の発行には手数料はかかりません。なお、個人の住所履歴も含んだ証明書が必要な場合は、ご本人様が直接窓口にお越し頂くか、ご本人様以外の場合は、ご本人様からの委任状を持参していただく必要があります。

登記簿の変更などでお亡くなりになられている方の住所履歴証明が必要な場合は、窓口までお問い合わせください。

お問合せ：本庁 環境市民部 市民課 ☎72-3165

厚田支所 市民福祉課 ☎78-2886

浜益支所 市民福祉課 ☎79-2112

5. 主な関係機関について

石狩市役所（本庁舎）

所在地 石狩市花川北6条1丁目30番地2
☎0133-72-3111（代表）

石狩市役所（厚田支所）

所在地 石狩市厚田区厚田45番地5
☎0133-78-2011（管理担当）
☎0133-78-2012（地域振興担当）

石狩市役所（浜益支所）

所在地 石狩市浜益区浜益2番地3
☎0133-79-2111（管理担当）
☎0133-79-2029（地域振興担当）

ハローワーク札幌北

所在地 札幌市東区北16条東4丁目3-1
☎011-743-8609

ハローワーク滝川

所在地 滝川市緑町2-5-11
☎0125-22-3416

札幌運転免許試験場

所在地 札幌市手稲区曙5条4丁目1-1
☎011-699-8654

札幌方面北警察署

所在地 札幌市北区北24条西8丁目2番20号
☎011-727-0110

北海道江別保健所

所在地 江別市錦町4番地の1
☎011-383-2111

北海道江別保健所 石狩支所

所在地 石狩市花川北7条1丁目14番地1
☎0133-74-1142

北海道石狩振興局（総務課）

所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
道庁別館5階
☎011-231-4111

**北海道運輸局
札幌運輸支局**

所在地 札幌市東区北28条東1丁目1-1
☎050-5540-2001（音声ガイダンス後に「037」をプッシュ）

**軽自動車検査協会
札幌主管事務所**

所在地 札幌市北区新川5条20丁目1-21
☎050-3816-1763（コールセンター）

×モ欄

札幌法務局北出張所

所在地 札幌市北区北31条西7丁目1番1号

電話 011-700-3311（登記の申請）



主な交通手段

- ・地下鉄南北線「北34条駅」下車、徒歩10分
- ・中央バス「北30西5」下車、徒歩7分
- ・駐車場約15台分あり

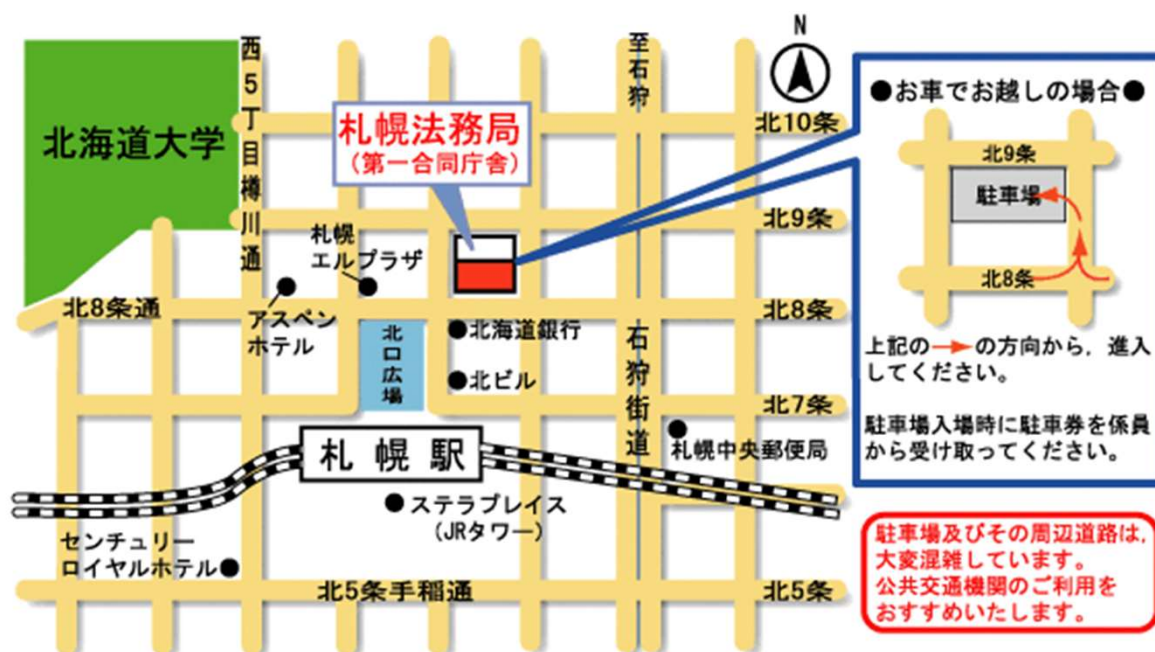
取扱時間

午前9時00分から午後5時00分まで

※登記手続案内は予約制となっておりますので、お電話でご予約のうえ、ご利用願います。

札幌法務局（本局）

所在地 札幌市北区北8条西2丁目1番1
担 当 札幌法務局法人登記部門
電 話 011-709-2311（内線2188）



主な交通手段

- ・地下鉄南北線「さっぽろ」（出口1利用）下車
徒歩8分
- ・地下鉄東豊線「さっぽろ」（出口17利用）下車
徒歩10分
- ・JR「札幌」駅（北口利用）下車、徒歩5分

北海道銀行札幌駅北口支店 北側

取扱時間

午前9時00分から午後5時00分まで

※登記手続案内は予約制となっておりますので、
お電話でご予約のうえ、ご利用願います。



いしかり



発行

石狩市 総務部総務課 庶務担当

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

0133 - 72 - 3149

(令和7年9月作成)